

薬物乱用防止啓発事業委託にかかる公募型プロポーザル募集要項

この要項は薬物乱用防止啓発事業を民間事業者へ委託するため、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する手続について必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の名称

薬物乱用防止啓発事業

2 委託業務の目的及び内容

別添「仕様書」のとおり

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 委託金額の上限

金2,254千円(税込)

5 委託料の支払い

業務完了後の精算払いとする。

6 参加資格要件について

本業務に係る公募型プロポーザルに参加しようとする者は、下記(1)から(2)までに掲げる要件をすべて満たしていることとする。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること、又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者。

(2) 前号に該当しない者については、次に掲げる資格及び本業務と同様の業務を受託した実績を有し、かつ、自己を証明する書類を提出する者。

ア 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 引き続き2年以上、当該営業を営んでいること。

エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。

オ 本市の市民税、固定資産税の未納がないこと。

カ 本市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

キ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

7 提案の手順・スケジュールについて

提案においては、以下の書類を期日までに提出するものとする。

内容	期限等
(1) 公募開始	令和7年5月7日（水）～
(2) 質疑受付	令和7年5月7日（水）～ 令和7年5月12日（月）午後5時まで
(3) 参加意思確認書	令和7年5月21日（水）午後5時まで
(4) 企画提案書	
(5) 見積書	
(6) 業務実績一覧表	
(7) 書類審査（内容に応じて プレゼンテーション審査に変更 となる場合があります。）	プレゼンテーション審査の場合は、 令和7年5月26日（月）～ 令和7年5月28日（水）（予定）
(8) 結果通知・受託候補者決定	令和7年5月30日（金）まで（予定）
(9) 契約締結	詳細を協議した後、令和7年6月上旬に締結（予定）

※(4)、(5)及び(6)については正本1部、コピー6部の合計7部を提出すること。

提出書類は、理由のいかんにかかわらず返却しない。

8 提案書類の提出

(1) 参加意思確認書

プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加意思確認書を前記の期限までに持参又は郵送（期限内必着）にて医療衛生企画課に提出のこと。

(2) 企画提案書

提案内容を記載する様式については、特に定めない。ただし、A4横書き10枚以内程度（図表等についてA3を用いることは可）にまとめるものとする。企画提案書には実施体制についても記載のこと。

(3) 見積書

企画提案書に記載する内容を踏まえて、本件業務にかかる見積書とその内訳を提出すること。提出された見積り金額が上限額を超えている場合は、失格とする。

(4) 業務実績一覧表

過去5年間に於いて受託した動画作成や広告配信に係る類似業務（国、地方公

共同体、民間企業問わず）について、業務実績一覧表を作成すること。記載した業務については、契約書の写し（件名、契約年月日、発注者名がわかる部分のみで可）とともに、業務の内容がわかる資料を添付すること。

(5) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者について

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、上記書類に加えて、次の書類を、提出すること。（各 1 部）

ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）

イ 印鑑証明書

ウ 納税証明書（国税及び京都市税）

エ 水道料金・下水道使用料納付証明書（市内に事業所等が所在し、使用者名義が本件申請者となっている場合のみ必要）

※ア、イ、ウについては、申請日以前 3 箇月以内に発行されたもの。

(6) 費用負担

提案に要する費用については、すべて提案者の負担とする。

9 募集内容にかかる質問

(1) 質問

質問がある場合は、前記の期日までに質問事項を簡潔に記載した書面（様式自由）を持参又は郵送により提出すること。

(2) 回答

回答は、全質問を取りまとめたうえで、令和 7 年 5 月 1 6 日（金）までに京都市情報館（本市ホームページ）に掲載する。

10 評価項目、審査基準及び配点

	評価項目	審査基準	配点
1	企画・提案内容	企画内容は的確で、実現性の高い提案となっているか。	10
2		ターゲット層の利用状況、興味関心を考慮した媒体戦略となっているか。	10
3		SNS 広告、屋外広告の組み合わせにより、費用対効果の優れた提案となっているか。	10
4		配信結果の詳細な分析方法の提示により、将来的な薬物乱用防止啓発事業を見据えたデータ活用戦略となっているか。	10

5		作成する動画については、市販薬のオーバードーズについて若年層が共感できる表現方法、映像表現であるか。	10
6	独自の提案	独自の提案があるか。また、その提案が優れたものであるか。	10
7	運営体制の安定度	当事業を安定的に実施できる体制が整っているか。	10
8	活動実績	過去5年間に同様の業務を実施した実績が十分にあるか。	10
9	市内貢献	市内に本店又は主たる事業所を有している中小企業であるか。	10
10	見積金額	経費の削減が図られているか	10
合計			100

11 審査

(1) 選定者

受託候補者の選定者は、次のとおりとする。

- ・ 京都市保健福祉局医療衛生推進室長
- ・ 京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課長
- ・ 京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課担当課長
- ・ 京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課薬務係長

(2) 選定方法

提出書類に基づき順位を決め、順位の最も高い1社を受託候補者として選定する。採点は、「10 評価項目、審査基準及び配点」に掲げる項目ごとに行い、合計点数が60点以上で最も高い評価を得た事業者を受託候補者とする。

なお、評価が同等の場合は、見積金額が最も低い事業者を選定する。

12 審査結果の公表

審査結果については、審査終了後、参加者全員に対して書面により速やかに通知する。

受託候補者とは、令和7年6月2日（月）以降に受託契約を締結する。

13 契約手続

プロポーザルの実施後、本プロポーザルで提示する仕様書及び受託候補者の提案内容を踏まえ、契約内容について協議し、合意に達した場合に契約を締結する。

受託候補者が契約内容に合意できない場合は、審査の結果、受託候補者の次に順

位の高かった者と協議を行い合意に達したときは、その者と契約する。その者と合意に達しない場合は、さらに審査の順位に従って、次の順位の者と協議を行う。

14 その他

- (1) 資料の作成及び提出等に係る費用は、提出者が負担すること。
- (2) 提出物は提出者に返却しない。
- (3) 提出物について、本市が審査以外の目的で応募者に無断で使用することはない。
- (4) 本市から提供した文書や写真等を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止する。

15 資料提出先及び問い合わせ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 北庁舎3階

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課薬務担当

担当：檜谷、吉岡

TEL：075-222-3430

FAX：075-222-4062